

審査基準

基準の名称	徳島県情報公開条例の解釈運用基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
県情報公開条例	第13条第2項 第14条	公文書公開請求に対する決定期間の延長

基準の内容

第13条 公開決定等の期限

(公開決定等の期限)

- 第13条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内に行わなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第1 趣旨

本条は、公開請求を受けて実施機関が公開決定等を行うべき原則的期限及び延長可能な期間を定めたものである。

第2 解釈・運用

1 公開決定等を行うべき原則的期限(第1項)

(1) 「公開請求があった日から起算して15日以内」

「公開請求があった日」とは、公開請求書が実施機関の窓口にはりこに到達し、了知可能な状態に置かれた日をいう。

本項による期限は実施機関が決定を行うべき期限であり、公開請求者に対する通知の到達日が当該期間内であることまでを要求しているものではないが、実施機関は、決定を行ったときは速やかに第12条各項に規定する通知を行うものとする。

(2) 期間満了の時期

期間の末日の終了した時点であるが、期間の末日が県の休日に当たるときは、民法(明治29年法律第89号)第142条の規定が適用され、その翌日が期間の満了日とされる。

2 延長可能な期間(第2項)

(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」

実施機関が誠実に努力しても第1項の期間内に公開・非公開等の決定をすることができないと認められる事情をいい、次のような場合が考えられる。

ア 一度に多くの種類又は量の請求があり、対象となる公文書の特定及び検索に日時を要するとき

イ 公文書の内容が複雑多岐にわたり、公開・非公開等の判断が困難であるとき

ウ 公文書に第三者に関する情報が記録されており、当該第三者の意見を聴取するため相当の日数が必要とされるとき

エ 天災等の発生、緊急を要する業務処理など、その処理のため担当課の通常の業務を超えた事務の負担が生じているとき

オ 年末年始又は祝日等が重なり執務ができないとき

(2) 「同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。」

「同項に規定する期間」とは、実施機関が公開決定等を行うべき原則的期限である15日を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、公開請求があった日から起算して60日以内に処理すればよいことになる。

なお、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(3) 「書面により通知」

【徳島県情報公開条例施行規則 第6条】

条例第13条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

第14条 公開決定等の期限の特例

(公開決定等の期限の特例)

第14条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

第1 趣旨

本条は、公開請求に係る公文書が著しく大量である場合について、公開決定等の期限の特例を定めたものである。

第2 解釈・運用

1 「公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」

公開請求に対し、第13条第2項の規定を適用し処理期限を60日まで延長したとしても、その期間内に処理しようとする、請求を受けた組織の事務の遂行に通常生じる支障の程度を越えた業務上看過できない支障が生じるおそれのある場合を意味する。

「公開請求に係る公文書が著しく大量」であるかどうかは、1件の公開請求に係る公文書の物理的な量と公開・非公開等の検討に要する業務量だけによるわけではない。事務処理を担当する実施機関の事務処理体制、他の公開請求の集中状況、所掌業務の繁忙の状況などもふまえて判断されるものである。

2 「公開請求に係る公文書のうちの相当の部分」

実施機関が通常60日以内に処理することができる分量を意味する。著しく大量な公文書の請求であっても、実施機関は、当該請求が権利濫用に該当する場合を除き誠実に対応しなければならない、60日以内に処理できる量については当該期間内に公開決定等を行わなければならない。

3 「残りの公文書については、相当の期間に公開決定等をすれば足りる。」

実施機関は、対象となった大量の公文書について、ある程度のまとまりごとに、早く審査の終了したものから順に公開決定等を行うことが望ましい。

「相当の期間」とは、当該残りの公文書を処理するのに要する合理的な期間をいい、個別の事案に応じて、請求を受けた組織の通常業務の遂行に著しい支障を及ぼさない限度で必要な期間を設定するものとする。

4 「書面により通知」

【徳島県情報公開条例施行規則 第7条】

条例第14条の規定による通知は、決定期間特例延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

5 事務の流れ

本条を適用する場合の事務の流れは次のとおりである。

① 公開請求のあった日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。

② 公開請求のあった日から起算して60日以内に、相当の部分について公開決定等を行い、その旨を通知する。

③ ②の通知において指定した日時に公開を実施する（②の決定が公開決定又は部分公開決定である場合に限る。）。

- ④ 相当の期間（①の通知においてその期限を示す。）内に、残りの部分について公開決定等を行い、その旨を通知する。
- ⑤ ④の通知において指定した日時に公開を実施する（④の決定が公開決定又は部分公開決定である場合に限る。）。